

2026年6月10日

株 主 各 位

(証券コード 1443)

東京都千代田区神田東松下町17番地  
技研ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 佐々木 ベジ

## 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### ●当社ウェブサイト

<http://www.giken-hd.co.jp>



上記のウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「第9期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。

電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも同じ内容で掲載しております。

### ●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「技研ホールディングス」又は「コード」に「1443」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午後5時00分

2. 場 所 東京都千代田区神田東松下町17番地  
フリージアグループ 本社ビル 1階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 3. 目的事項

### 報告事項

1. 第9期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

## 4. その他招集にあたっての決定事項

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにも、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載の事項につきましては、監査報告を作成するのに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安等によるインフレ懸念や中東情勢の影響を注視する必要がありますが、インバウンド効果による国内消費の回復、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気の持ち直しの動きがみられました。一方で米国の通商政策、中東情勢、ガザ地区の紛争やウクライナ情勢が続いていること、金融資本市場の変動への影響など、世界情勢は依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当建設業界においては、政府の「責任ある積極財政」の考え方の下、公共投資は関連予算の執行により底堅く推移しており、民間設備投資は徐々に持ち直しの傾向にあります。しかしながらインフレ等による建設資材の高騰や品薄が長期化してきており、当社グループを取り巻く経営環境の先行きは依然として楽観できない状況にあります。

このような中、当社グループは社会資本整備の一翼を担う企業集団として、自然災害の復旧支援、医療施設の改修事業等、国民の安全と豊かな暮らしの土台形成のための事業活動を行ってまいりました。

この結果、受注高においては前期比2.6%増の5,286百万円、売上高につきましては前期比4.7%減の4,675百万円、営業利益につきましては前期比12.5%増の701百万円、経常利益につきましては前期比15.9%増の892百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比24.7%増の613百万円となりました。

当社グループの前期繰越受注高、受注高、売上高、次期繰越受注高は次のとおりであります。

(単位：千円)

年 度 別	前期繰越受注高	受注高	売上高	次期繰越受注高
前連結会計年度	2,139,345	5,152,098	4,906,441	2,385,002
当連結会計年度	2,385,002	5,286,852	4,675,110	2,996,744
増 減	245,656	134,754	△231,331	611,742

セグメント別の業績の状況は次のとおりであります。

#### 【土木関連事業】

法面保護工事が主体の当事業は、受注高につきましては前年同期比60.3%増の1,455百万円、売上高につきましては前年同期比14.5%増の834百万円、営業利益につきましては前年同期比38.5%増の138百万円となりました。

当セグメントの前期繰越受注高、受注高、売上高及び次期繰越受注高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

年 度 別	前期繰越受注高	受注高	売上高	次期繰越受注高
前連結会計年度	254,993	908,028	728,657	434,364
当連結会計年度	434,364	1,455,892	834,087	1,056,169
増 減	179,370	547,863	105,429	621,804

#### 【建築関連事業】

医療施設向けの放射線防護・電磁波シールド工事等が主体の当事業は、新築物件・改修工事等の物件数が減少しており、受注高につきましては前年同期比14.4%減の2,460百万円、売上高につきましては前年同期比11.4%減の2,420百万円、営業利益につきましては前年同期比13.7%増の428百万円となりました。

当セグメントの前期繰越受注高、受注高、売上高及び次期繰越受注高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

年 度 別	前期繰越受注高	受注高	売上高	次期繰越受注高
前連結会計年度	1,709,995	2,874,157	2,732,173	1,851,979
当連結会計年度	1,851,979	2,460,356	2,420,145	1,892,190
増 減	141,983	△413,800	△312,028	40,211

### 【型枠貸与関連事業】

消波根固ブロック製造用型枠の賃貸及びコンクリート二次製品の販売が主体の当事業は、近年大きな災害が起きていないこともあり、災害復旧事業は減少していますが、公共工事全般において比較的安定して受注できた結果、受注高につきましては前年同期比0.3%増の1,292百万円、売上高につきましては前年同期比1.6%減の1,346百万円となり、営業利益につきましては前年同期比12.1%減の376百万円となりました。

当セグメントの前期繰越受注高、受注高、売上高及び次期繰越受注高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

年 度 別	前期繰越受注高	受注高	売上高	次期繰越受注高
前連結会計年度	171,977	1,288,765	1,368,946	91,796
当連結会計年度	91,796	1,292,725	1,346,925	37,596
増 減	△80,181	3,960	△22,020	△54,200

### 【その他】

その他の分野は、不動産賃貸事業、海外での事業等をまとめてその他としております。受注高につきましては前年同期比4.0%減の77百万円、売上高につきましては前年同期比3.5%減の73百万円、営業利益につきましては前年同期比35.3%減の6百万円となりました。

当セグメントの前期繰越受注高、受注高、売上高及び次期繰越受注高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

年 度 別	前期繰越受注高	受注高	売上高	次期繰越受注高
前連結会計年度	2,378	81,147	76,663	6,861
当連結会計年度	6,861	77,878	73,952	10,788
増 減	4,483	△3,268	△2,711	3,926

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、約28百万円となりました。設備投資の主なものは、鋼製型枠の取得に係るものであります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の経営環境は、円安の進行や中東情勢の緊迫化・ウクライナ、米国の通商政策等、国内の物価上昇は継続していくものと予想しております。このような環境下において、国内の建設需要につきましては、公共建設投資及び、民間建設投資においては引き続き回復傾向にあると予想しております。ただし、一般に、人手不足や資源高などのコストアップ要因で今後の受注に応じきれない可能性がございます。

このような状況のもと、当社グループは、既存事業の更なる向上はもとより、市場における優位性を高めるべく、各事業の特性を生かした高付加価値製品の開発を進めております。また、グループ企業との連携による一気通貫を用い、価格競争力を高め、安定した収益の確保と強固な経営基盤作りに取り組み、社会貢献企業としての存在価値を高めていく所存でおります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

項 目	第6期 (2022年度)	第7期 (2023年度)	第8期 (2024年度)	第9期 当連結会計年度 (2025年度)
売 上 高	百万円 5,480	百万円 5,169	百万円 4,906	百万円 4,675
経 常 利 益	百万円 517	百万円 640	百万円 770	百万円 892
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益	百万円 329	百万円 444	百万円 491	百万円 613
1株当たり当期純利益	20円27銭	27円36銭	30円30銭	37円79銭
総 資 産	百万円 15,725	百万円 17,228	百万円 16,164	百万円 18,276
純 資 産	百万円 9,535	百万円 11,064	百万円 10,916	百万円 12,922

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
技研興業株式会社	百万円 102	100.0 %	土木、建築工事及び消波根固ブロック製造用型枠の貸与並びに販売
日動技研株式会社	百万円 85	100.0 %	建設資材のレンタル及び販売
株式会社アゼモトメディカル	百万円 30	100.0 %	医療機器のハードウェア、ソフトウェアの企画、開発、製造及び販売。現在、清算手続き中。
有限会社筑波工業	百万円 19	100.0 %	土木建築資材及び機材の販売

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	技研興業株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区神田東松下町17番地
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,874百万円
当社の総資産額	12,756百万円

## (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

- ① 土木関連事業  
法面保護、急傾斜地対策等の土木工事
- ② 建築関連事業  
放射線・電磁波シールド、電波吸収体関連の建築工事及び関連する建築工  
用資材等の販売
- ③ 型枠貸与関連事業  
消波根固ブロック製造用型枠の賃貸、建設資材のレンタル及びコンクリート  
二次製品・土木関連資機材の販売並びに設計コンサルタント
- ④ その他  
海外事業、事務所用テナントビル等の賃貸収入、太陽光等による発電及び売  
電事業等

## (8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

- ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区

② 子会社の主要な事業所  
技研興業(株)

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区
札 幌 営 業 所	北 海 道 札 幌 市
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
新 潟 営 業 所	新 潟 県 新 潟 市
高 知 営 業 所	高 知 県 高 知 市
福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
総 合 技 術 研 究 所	東 京 都 八 王 子 市

日動技研(株)

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区
所 沢 機 材 セ ン タ ー	埼 玉 県 所 沢 市
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
関 西 営 業 所	滋 賀 県 栗 東 市

(株)アゼモトメディカル

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区

(有)筑波工業

名 称	所 在 地
本 社 工 場	埼 玉 県 入 間 郡
関 西 支 店	滋 賀 県 栗 東 市

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
106名	1名

(注) 使用人数は、就業人員数であります。

## (10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	1,016百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	617百万円
芝 信 用 金 庫	592百万円
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	420百万円

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,237,977株
- (3) 株主数 8,082名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フ リ ー ジ ア ・ マ ク ロ ス 株 式 会 社	4,480,500株	27.60%
夢 み つ け 隊 株 式 会 社	3,621,000株	22.30%
大 和 証 券 株 式 会 社	531,300株	3.27%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	365,900株	2.25%
楽 天 証 券 株 式 会 社	295,200株	1.82%
株 式 会 社 SBI 証 券	250,567株	1.54%
石 橋 拓 朗	233,000株	1.44%
武 井 博 子	199,000株	1.23%
大 島 勇	181,000株	1.11%
フ リ ー ジ ア ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	179,000株	1.10%

(注) 持株比率は自己株式(3,879株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木 ベジ	技研興業(株)代表取締役兼管理本部長 フリージア・マクロス(株)取締役会長 (株)ピコイ代表取締役 夢みつけ隊(株)代表取締役 Daito Me Holdings Co.,LTD. 理事長 (株)セキサク代表取締役 フリージアホールディングス(株)代表取締役 (株)ユタカフードパック代表取締役 ソレキア(株)取締役顧問 (株)協和コンサルタンツ取締役 (株)ラピーヌ代表取締役
取 締 役	久 田 利 一	フリージア・マクロス(株)取締役兼押出機事業本部長
※ 取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 中 信 敬	大島総合法律事務所パートナー弁護士
※ 取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 畑 元	フリージア・マクロス(株)取締役（監査等委員） (株)小畑設計顧問
※ 取 締 役 (監 査 等 委 員)	多 胡 英 文	(株)レオマックス代表取締役

- (注) 1. ※は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 当社は、取締役野中信敬氏及び多胡英文氏を東京証券取引所の上場規程で定める「独立役員」として同取引所に対して届出を行っております。  
 3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された内容及び金額の範囲内で、取締役会において決定することとしております。

2018年6月26日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は月額1,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、月額300万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名（うち、社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）であります。

① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、職責、業績、貢献度を適切に反映した役員報酬水準であること及び、持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬とすることを基本方針としております。

また、役員個別の報酬額の算出については、代表取締役である佐々木ベジ氏に一任する旨が取締役会にて決議されており、報酬に関する内容及び算出根拠等が、適切に行使されるよう、社外取締役に諮問し答申を得るものとしております。代表取締役に委任した理由として、当社グループの業績を俯瞰しつつ、各取締役の職責を客観的に評価できる立場であると判断し、決定しております。

② 報酬構成及び支払時期等

取締役、社外取締役ともに、職責の大きさに応じた役位ごとの固定報酬とし、固定報酬を12等分した定額を、毎月金銭にて支給しております。

また、固定報酬の改定は、役位や役割が変更する場合、業績及び経営環境を鑑みて、実施することを基本とし、改定時期は毎年定時株主総会終結の翌月としております。

③ 当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容について、決定方針に沿う手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

### (3) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	
	固定報酬	対象となる役員の員数
取締役（監査等委員を除く）	—千円	—名
社外取締役（監査等委員）	9,867千円	2名
合 計	9,867千円	2名

(注) 1. 上記取締役の支給人員については、無報酬の取締役（監査等委員を除く）2名は除いております。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第1期定時株主総会において、月額1,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第1期定時株主総会において、月額300万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者（又は社外役員）の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
- ・取締役（監査等委員）野中信敬氏は、大島総合法律事務所のパートナー弁護士であります。  
当社と同事務所との間には、特別の利害関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）小畑元氏は、フリージア・マクロス(株)取締役（監査等委員）及び(株)小畑設計顧問であります。  
当社と両社との間には、特別の利害関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）多胡英文氏は、(株)レオマックス代表取締役であります。  
当社と同社との間には、特別の利害関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取 締 役 (監査等委員)	野 中 信 敬	当事業年度に開催された取締役会全15回の内13回出席、監査等委員会全7回全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。また、社外取締役としての独立的立場から、業務の執行を監督し、法律に関する専門的な知識と経験を活かし、企業経営の適正性、ガバナンスの強化に取り組んでおります。
取 締 役 (監査等委員)	小 畑 元	当事業年度に開催された取締役会全15回全てに出席、監査等委員会全7回全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。また、社外取締役としての独立的立場から、業務の執行を監督し、秋田県大館市市長を務めた豊富な経験を活かし、社会における企業の役割、適正性の確保について、提言いただいております。
取 締 役 (監査等委員)	多 胡 英 文	当事業年度に開催された取締役会全15回全てに出席、監査等委員会全7回全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。また、社外取締役、独立役員としての立場から、業務の執行を監督し、企業経営者としての豊富な経験を活かし、コンプライアンス体制の確保に取り組んでおります。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 清流監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 報酬等の額                           | 30,500千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を監査等委員会が決定し、その議案を取締役会が株主総会に上程する方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において会社の業務の適正性等を確保するための内部統制システムの構築の基本方針を以下のとおり決定し、社内規程及びシステム全般に亘る見直しを適宜行い、以下の基本方針に沿って整備・運用しております。

### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役、使用人が遵守すべき規範として「技研ホールディングス行動憲章」を制定し、法令・定款及び経営理念を遵守した行動を取るための行動規範とします。また、その徹底を図るため、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとしております。

### ② 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

職務執行に係る情報の保存及び管理に関する規則を作成し、それに基づき管理を行い、取締役は常時閲覧可能とします。

### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、当社及び各子会社にて規則・ガイドラインを制定し、配布並びに教育等を行います。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は管理本

部が行い、適時かつ正確なりスク情報が取締役に報告される体制を維持しています。

④ **当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

代表取締役及び関係する取締役は、子会社にて開催される活性化会議に出席し、各社の業務執行を管理します。また、毎月度、当社取締役会において計画達成状況及び財務状況の報告を受ける管理体制を構築しています。

⑤ **監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する体制**

当社の現状を勘案し、当面特定の監査等委員である取締役の補助人の設置はしませんが、監査等委員会が業務補助を必要と認めた場合は監査等委員である取締役の補助にあたらせます。

⑥ **前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項**

監査等委員である取締役より命令を受けた使用人は、監査等委員である取締役の補助業務遂行について、取締役はその独立性について認識するとともに、関係者にも周知徹底させるものとします。

⑦ **当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人が当社の監査等委員である取締役に報告するための体制**

1. 監査等委員である取締役が出席する会議、閲覧する資料、監査等委員会に定期的に報告する事項、臨時的に報告する事項等を整理し体制を整備するものとします。
2. 当社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員である取締役に対して、法的事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の内容及び状況、その他監査等委員である取締役が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報を提供することとします。
3. 当社の子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員である取締役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととします。

⑧ **当社の監査等委員である取締役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員である取締役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報

告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。

⑨ **当社監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

⑩ **その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員である取締役と取締役等との定期的な意見交換会並びに監査等委員である取締役と会計監査人及び内部監査部門等との連携をとり、実効的な監査が実施できる体制を整えます。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たないことを基本方針とし、全ての取締役、従業員に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担など一切の関係を持つことを禁止しております。また、反社会的勢力に対する対応は総務部が統括し、顧問弁護士及び特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関と連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処できる体制の整備・運用を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,573,213</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,476,530</b>
現 金 預 金	1,482,660	支払手形・工事未払金等	968,219
受取手形・完成工事未収入金等 及 び 契 約 資 産	1,339,954	1年内返済予定の長期借入金	820,511
有 価 証 券	211,570	未 払 法 人 税 等	217,684
棚 卸 資 産	515,354	契 約 負 債	253,829
そ の 他	29,053	賞 与 引 当 金	31,648
貸 倒 引 当 金	△5,380	そ の 他	184,637
<b>固 定 資 産</b>	<b>14,702,926</b>		
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,191,138</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,877,046</b>
建 物 ・ 構 築 物	653,947	長 期 借 入 金	2,037,030
賃 貸 用 鋼 製 型 枠	463,402	繰 延 税 金 負 債	735,247
機 械 装 置	18,003	退 職 給 付 に 係 る 負 債	70,485
土 地	4,916,538	そ の 他	34,282
リ ー ス 資 産	38,850		
そ の 他	100,396		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>739</b>		
そ の 他	739	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,353,576</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>8,511,048</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投 資 有 価 証 券	8,473,102	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,180,034</b>
長 期 貸 付 金	8,849	資 本 金	1,120,000
繰 延 税 金 資 産	13,809	資 本 剰 余 金	1,473,840
そ の 他	76,628	利 益 剰 余 金	8,587,159
貸 倒 引 当 金	△61,342	自 己 株 式	△965
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,742,529
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,740,458
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,071
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,922,563</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>18,276,139</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>18,276,139</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,675,110
売 上 原 価		3,379,112
売 上 総 利 益		1,295,997
販売費及び一般管理費		594,302
営 業 利 益		701,695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,633	
受 取 配 当 金	223,287	
そ の 他	13,763	239,684
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46,703	
持分法による投資損失	1,629	
そ の 他	352	48,684
経 常 利 益		892,694
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	227	
投資有価証券売却益	41,676	41,903
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,195	1,195
税金等調整前当期純利益		933,402
法人税、住民税及び事業税	333,849	
法 人 税 等 調 整 額	△13,985	319,863
当 期 純 利 益		613,538
親会社株主に帰属する当期純利益		613,538

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,120,000	1,473,840	7,991,477	△869	10,584,448
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△17,856		△17,856
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			613,538		613,538
自 己 株 式 の 取 得				△96	△96
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	595,681	△96	595,585
当 期 末 残 高	1,120,000	1,473,840	8,587,159	△965	11,180,034

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	338,134	△6,553	331,580	10,916,029
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△17,856
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				613,538
自 己 株 式 の 取 得				△96
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	1,402,323	8,624	1,410,948	1,410,948
連結会計年度中の変動額合計	1,402,323	8,624	1,410,948	2,006,533
当 期 末 残 高	1,740,458	2,071	1,742,529	12,922,563

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	91,761	流動負債	489,660
現金預金	90,752	未払金	294
前払費用	11	未払費用	372,664
未収入金	997	未払法人税等	76,701
固定資産	12,665,006	1年内返済予定の長期借入金	40,000
投資その他の資産	12,665,006	固定負債	2,598,459
投資有価証券	7,790,285	長期借入金	1,970,399
関係会社株式	4,874,720	繰延税金負債	628,059
		負債合計	3,088,119
		純 資 産 の 部	
		株主資本	8,284,582
		資本金	1,120,000
		資本剰余金	5,737,902
		資本準備金	1,473,840
		その他資本剰余金	4,264,062
		利益剰余金	1,427,645
		その他利益剰余金	1,427,645
		繰越利益剰余金	1,427,645
		自己株式	△965
		評価・換算差額等	1,384,066
		その他有価証券評価差額金	1,384,066
		純資産合計	9,668,648
資産合計	12,756,768	負債純資産合計	12,756,768

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		68,371
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費		92,459
営 業 損 失		△24,087
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	61	
受 取 配 当 金	202,618	
そ の 他	523	203,202
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,506	20,506
経 常 利 益		158,608
特 別 利 益		
現物配当に伴う交換利益	122,445	
投資有価証券売却益	41,676	164,121
税 引 前 当 期 純 利 益		322,730
法人税、住民税及び事業税	91,646	
法 人 税 等 調 整 額	△6,005	85,640
当 期 純 利 益		237,090

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,120,000	1,473,840	4,264,062	5,737,902	1,208,412	1,208,412	△869	8,065,445	
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当					△17,856	△17,856		△17,856	
当 期 純 利 益					237,090	237,090		237,090	
自己株式の取得							△96	△96	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	219,233	219,233	△96	219,136	
当 期 末 残 高	1,120,000	1,473,840	4,264,062	5,737,902	1,427,645	1,427,645	△965	8,284,582	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	98,953	98,953	8,164,399
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△17,856
当 期 純 利 益			237,090
自己株式の取得			△96
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,285,112	1,285,112	1,285,112
事業年度中の変動額合計	1,285,112	1,285,112	1,504,248
当 期 末 残 高	1,384,066	1,384,066	9,668,648

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

技研ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

清流監査法人  
東京都港区

代表社員 公認会計士 久保文子  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 三好隼平

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、技研ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、技研ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整理及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

技研ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 清流監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 久保文子  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 三好隼平

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、技研ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

の他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

技研ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 野 中 信 敬 ㊞

監査等委員 小 畑 元 ㊞

監査等委員 多 胡 英 文 ㊞

(注) 監査等委員野中信敬氏、小畑元氏、多胡英文氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

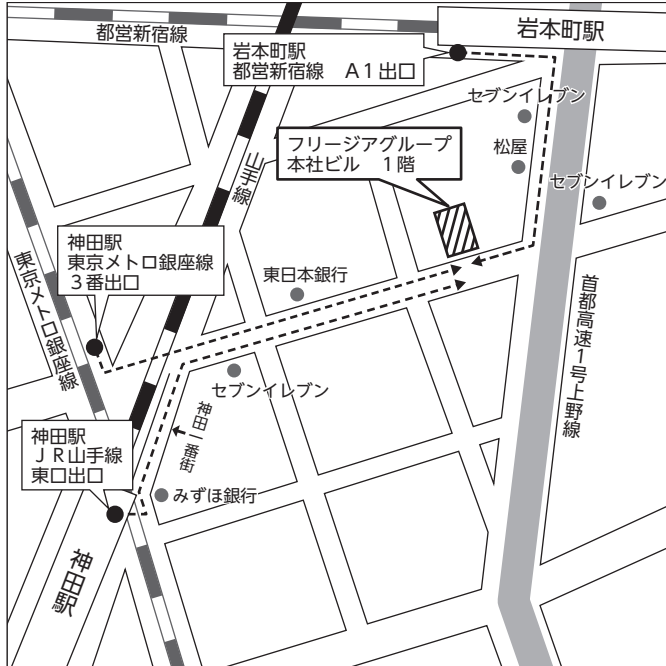
第9期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに内部留保と今後の事業投資等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金1.1円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、17,857,507円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日といたしたいと存じます。



# 株主総会会場ご案内図

フリージアグループ 本社ビル 1階  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町17番地  
TEL 03-6635-1839



## 【交通】

- ・ 都営新宿線岩本町駅A1出口……………徒歩4分
- ・ JR山手線神田駅東口出口……………徒歩5分
- ・ 東京メトロ銀座線神田駅3番出口…徒歩5分